

武蔵野市地域防災計画（令和 8 年度修正）について

1 計画修正の必要性

本市では、令和 5 年 1 月に武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正）を策定し、計画的に災害対策を推進してきた。

令和 5 年 5 月、首都直下地震等による被害想定の見直しや近年の災害から明らかになった課題等を踏まえた東京都地域防災計画が修正された。

これに伴い、本市においても、都の計画と整合を図るとともに、令和 6 年 1 月の能登半島地震や 8 月の日向灘を震源とする地震をはじめ、近年頻発化・激甚化している大雨や台風などの災害に備え、より実効性の高い計画とするために武蔵野市地域防災計画を修正する。

【参考：武蔵野市地域防災計画 震-4 より抜粋】

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定（修正）する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画改定（修正）案を市防災会議（事務局）に提出するものとする。

2 地域防災計画（令和 4 年度）修正のスケジュール【参考】

令和 3 年度	4 月	修正作業開始
	8 月	第 1 回防災会議
令和 4 年度	6 月	第 2 回防災会議
	9 月	中間まとめ
	10 月	パブリックコメント
	10 月～12 月	東京都への意見照会
	1 月	第 3 回防災会議 武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正）完成
	4 月	武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正）の実行開始

3 地域防災計画（令和 8 年度）修正のスケジュール

武蔵野市地域防災計画（令和 8 年度修正）については、令和 4 年度修正時のスケジュールを参考にしつつ武蔵野市防災会議を開催し、策定する。